

第1章 計画策定の目的と流れ

1. 計画策定の目的と策定体制

(1) 計画策定の目的

本計画は、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第6条第1項に基づくバリアフリー化の促進に向け、バリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定いたします。

本計画では、一定規模の駅など旅客施設を中心とした地区(重点整備地区)について、駅などの旅客施設、周辺道路、駅前広場、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、バリアフリー化のための目標・方針および、実施する事業などを策定いたします。

さらに、

特定旅客施設(JR釧路駅)を中心として徒歩で移動できる範囲(500～1,000m程度)を「重点整備地区」、

バリアフリーの整備基準に則った整備を行う経路を「特定経路」として設定いたします。

本計画で使用する用語

- ・特定旅客施設(JR釧路駅):
 - 1日の利用者数が5,000人以上
 - 地域状況から上と同程度の高齢者・障害者等の利用が認められる施設
 - 旅客施設の徒歩圏内に高齢者・障害者等が利用する施設が存在し、バリアフリー化の必要性が高いと認められる施設
- ・重点整備地区: 特定旅客施設(JR釧路駅)から徒歩で移動できる範囲(500～1,000m程度)を設定。特定旅客施設を中心として設定される次の要件に該当する地区
 - 特定旅客施設(JR釧路駅)から徒歩で移動できる範囲(500～1,000m程度)
 - 高齢者、身体障害者等が日常生活または社会生活において利用すると認められる施設を含む地区
 - 移動円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区
 - 総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区
- ・特定経路: バリアフリーの整備基準に則った整備を行う経路
 - 特定旅客施設(JR釧路駅)と経路設定の目的となる主な施設との間の経路

(2) 策定体制

本計画は国や道の道路・交通関係各機関、旅客会社、町内会、商店街や福祉団体、庁内各課で構成する検討委員会、検討部会、および、公募による市民の方々に構成する市民会議を組織し計画の策定を行います。

策定体制は以下の通りです。

策定体制

